

議第 12 号

大北森林組合補助金不正問題等における県の関与 に関する調査特別委員会設置に関する決議（案）

- 1 本県議会に、14 人の委員をもって構成する大北森林組合補助金不正問題等における県の関与に関する調査特別委員会（以下「本委員会」という。）を設置する。
 - 2 議会は本委員会に対し、地方自治法第 100 条第 1 項の規定により次の事項の調査を付託し、同法第 98 条第 1 項の権限を委任する。
 - 3
 - (1) 森林整備並びに大北森林組合等に係る補助金（以下「当該補助金」という。）の執行に関する事項
 - (2) 当該補助金に係る本庁と現地機関のやり取りに関する事項
 - (3) 当該補助金に係る中信会計センターの審査に関する事項
 - (4) 当該補助金に係る本庁における問題発覚から公表、現在に至るまでの経緯に関する事項
 - (5) 当該補助金に係る国庫補助金返還に伴う加算金に関する事項
 - (6) 大北森林組合等からの当該補助金の返還に関する事項
 - 4 本委員会は、調査のため必要があるときは、関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を求めることができる。
 - 5 本委員会の本件調査に要する経費は、300 万円以内とする。
 - 6 本委員会は、閉会中も調査を行うことができることとし、調査が終了するまで継続するものとする。
- 以上のとおり決議する。